

研究推進委員会規程

第1条 一般社団法人日本認知・行動療法学会定款第4条および基本規程第20条に基づく研究推進委員会（以下、委員会という。）は、本規程の定めるところによる。

第2条 委員会は、認知行動療法の研究の発展およびそれに関連する社会への発信、専門家の全国的なネットワーク構築に資する事業を行う。

第3条 委員会は、正会員の委員若干名で組織する。

2 委員は、委員長の推薦をもとに、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

3 委員の任期は1期2年とし、再任を妨げない。

4 委員長は理事の中から理事長が指名する。

5 委員長および副委員長の任期は、理事の在任期間とする。

第4条 委員会は、各種事業を行うための以下の小委員会を置く。なお、各小委員会の規程は別途定める

(1) 専門協力特別委員会

(2) 研究プロジェクト推進小委員会

(3) Special Interest Group 小委員会

第5条 本規程の改正は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

1 本規程は、2021年7月25日より施行する。

附 則

1 本規程は、2022年12月18日より施行する。

附 則

1 本規程の変更は、2025年6月1日から施行する。

専門協力特別委員会規程

第1条 研究推進制度を円滑に運営し、評価を行うために、研究推進委員会内に専門協力特別委員会（以下、委員会という。）を置く。

第2条 委員会は、以下の業務を行う。

1. 学会主導型研究プロジェクトを推進するために、学会の社会貢献に資する研究シーズについて日頃から関心を持ちながら、大型公的資金（国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)、厚生労働科学研究費補助金、文部科学省科学研究費助成事業、国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)など）の公募状況を確認しておき、学会主導型研究プロジェクトとして応募可能な、あるいは応募すべきテーマがある場合には、研究推進委員会委員長に提案する。
2. 学会主導型研究プロジェクトについて、プロジェクトの進捗、予算執行、倫理的配慮等、研究の妥当性、公正性、学術性などを確認し、研究プロジェクト推進小委員会に各年度末に報告する（学会主導型プロジェクト研究評価委員）。
3. 会員提案型及び研究育成型について、応募のあったプロジェクトについて、研究推進委員と共同で審査を行う（審査委員）。
4. 各研究推進制度の適切な運用のために助言を行う。
5. その他、研究推進委員長が必要と認めた業務を行う。

第3条 委員会は、代議員、及び委員長が必要と認める者のうち、委員の打診を承諾した者若干名により組織する。

- 2 委員の任期は1期2年とし、再任を妨げない。
- 3 委員長は、研究推進委員長が担う。

第4条 委員は原則無報酬であるが、審査委員を引き受けた委員には、1件の審査につき3,000円（3,000円分の金券）の謝金を支払う。

第5条 本規程の改正は、研究推進委員会の審議を経て、理事会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 本規程は、2025年6月1日より施行する。

研究プロジェクト推進小委員会規程

第1条 研究推進委員会規程に基づく研究プロジェクト推進小委員会（以下、小委員会という。）は、本規程の定めるところによる。

第2条 小委員会は、認知行動療法の普及び発展に資する研究プロジェクトの推進のための事業を行う。具体的には、以下のプロジェクトについての検討及び運営を行う。

1. 認知行動療法のエビデンスの蓄積、実践家の質保証や社会実装の推進といった、日本認知・行動療法学会が目的とする活動に対して先進的な取り組みを行っていくために、本学会がリーダーシップをとって国の大型公的研究資金等の獲得を提案することを通して、研究を推進していくための制度（学会主導型）
2. すでに外部資金を獲得した本学会会員からの求めに応じて、学会が所有する web ページや SNS 等の広報システムや、人的資源を活用してサポートを提供する（会員提案型）
3. 研究資金（科研費、施設内研究費、民間助成など）を獲得することが難しい環境にいる実践家（実践家枠）、および大学院に在籍する若手研究者（若手研究者枠）の研究に対する熱意を後押しするために、人的、金銭的支援を行い、認知行動療法研究の裾野を広げることを目的とした制度（研究育成型）
4. その他、小委員会が検討を必要と認めたプロジェクト

第3条 小委員会は、正会員の委員若干名で組織する。

- 2 委員は、研究推進委員長の推薦をもとに、理事会の議を経て理事長が委嘱する。
- 3 委員の任期は1期2年とし、再任を妨げない。
- 4 委員長は委員の互選によって選出する。
- 5 小委員会は、検討事項に応じてワーキンググループを設置することができる。

第4条 本規程の改正は、研究推進委員会の審議を経て、理事会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 本規程は、2021年7月25日より施行する。

附 則

- 1 本規程は、2022年12月18日より施行する。

附 則

- 1 本規程は、2024年8月24日より施行する。

Special Interest Group(SIG)小委員会規程

第1条 研究推進委員会規程に基づく Special Interest Group 小委員会（以下、小委員会という。）は、本規程の定めるところによる。

第2条 小委員会は、特定分野の関心を共有する専門家が、ネットワークを形成、維持し、研究・実践活動を行うためのオープンな集まりの場を提供する。

2 小委員会は、SIG を現時点で既に組織化された研究・実践活動を支援する承認型と、これからの研究・実践活動等を行うために、あらたなネットワークを形成し、それらを推進する募集型に大別し、それを認定する。

第3条 小委員会は、正会員の委員若干名で組織する。

2 委員は、研究推進委員長の推薦をもとに、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

3 委員の任期は1期2年とし、再任を妨げない。

4 委員長は委員の互選によって選出する。

5 小委員会は、検討事項に応じてワーキンググループを設置することができる。

第4条 本規程の改正は、研究推進委員会の審議を経て、理事会の承認を得るものとする。

附 則

1 本規程は、2021年7月25日より施行する。